

平成27年6月30日

厚生労働省

企業年金国民年金基金課 御中

一般社団法人 日本損害保険協会

確定拠出年金制度に関する要望について

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は弊社業務につき格別のご高配を賜り誠にありがたく、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社会員の損害保険会社各社では、平成13年10月の確定拠出年金制度の施行以来、確定拠出年金傷害保険の販売、運営管理機関等への参入等を通じて、本制度の発展に努めております。

本制度の更なる発展により、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、弊社として別紙のとおり要望を取りまとめましたので、特段のご配慮を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

平成27年6月

確定拠出年金制度に関する要望について

一般社団法人 日本損害保険協会

1. 継続要望事項

(1) 特別法人税の撤廃

制度の健全な発展・普及により老後の所得確保を促進する観点から、事業主掛金、個人型加入者掛金およびその運用益を対象とした特別法人税を撤廃するよう要望いたします。

(2) 中途引き出し要件の緩和

中途退職時において一時金を受け取りたいというニーズが高いことから、退職所得として企業型の一時金受給を可能とすることを要望いたします。もしくは、脱退一時金の支給要件の更なる緩和及び中途引き出しを可能とすることを要望いたします。

2. 新規要望事項

(1) 柔軟な拠出限度額の設定および拠出限度額の引上げ

制度の更なる利便性向上のため、退職金水準が比較的高い企業においても、確定拠出年金のみで退職金制度の設計が可能となるよう、給与等に比例する等、柔軟な拠出限度額の設定を可能とすることを要望いたします。また、公的年金を補完する役割として、勤労者の老後の所得確保に係る自助努力を促進するために、拠出限度額の更なる引き上げを要望いたします。

(2) マッチング拠出における事業主掛金上限の撤廃

公的年金制度の補完および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、マッチング拠出における企業型加入者掛金について、事業主掛金を限度額とする規定を撤廃することを要望いたします。

(3) 個人型確定拠出年金における資格喪失年齢の引上げ

自助努力による老後の所得確保を促進および企業型との不公平感を排除する観点から、個人型においても資格喪失年齢を65歳まで引き上げ可能とすることを要望いたします。

(4) 通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直し

公的年金制度の補完および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、通算加入者等期間による受給開始年齢変動を見直すことを要望いたします。

(5) 退職一時金（課税後）の個人型確定拠出年金への移換

個人型確定拠出年金制度の普及および制度の更なる利便性向上のため、中小企業で退職一時金制度しかなかった者が、退職一時金を将来の年金に加えることができるよう、退職一時金（課税後）を個人型確定拠出年金制度へ移換可能とすることを要望いたします。

以上